

入院診療費の計算方法が変わります ～DPC対象病院への移行～

雲南市立病院 経営課

当院は、6月1日から厚生労働省が指定する「DPC対象病院」になります。

これにより、急性期一般病棟（2階、3階西、4階西病棟）に入院される患者さんの入院診療費の計算方法が、従来の「出来高評価方式」から、「**DPC制度**（診断群分類別包括評価方式＋出来高評価方式）」へ変更になります。

DPC（診断群分類別包括評価）とは

従来の診療行為ごとに料金を計算する“出来高評価方式”とは異なり、患者さんの病名や症状を基に手術などの診療行為の有無に応じて、厚生労働省が定めた1日あたりの入院費が定額になる部分と、出来高部分（手術、麻酔、リハビリなど）を合算する計算方法です。

従来の計算方式 【出来高評価方式】	今後（6月から）の計算方式 【DPC制度】										
診療行為をひとつひとつ積み上げて計算する方式	1日あたりの定額と、出来高を合算する方式										
<table border="1"> <tr><td>入院基本料</td></tr> <tr><td>投薬料・注射料</td></tr> <tr><td>検査料</td></tr> <tr><td>画像診断料</td></tr> <tr><td>処置料 など</td></tr> </table>	入院基本料	投薬料・注射料	検査料	画像診断料	処置料 など	<table border="1"> <tr><td>入院基本料</td></tr> <tr><td>投薬料・注射料</td></tr> <tr><td>検査料</td></tr> <tr><td>画像診断料</td></tr> <tr><td>処置料 など</td></tr> </table>	入院基本料	投薬料・注射料	検査料	画像診断料	処置料 など
入院基本料											
投薬料・注射料											
検査料											
画像診断料											
処置料 など											
入院基本料											
投薬料・注射料											
検査料											
画像診断料											
処置料 など											
<table border="1"> <tr><td>リハビリテーション料</td></tr> <tr><td>手術・麻酔料</td></tr> <tr><td>その他一部の検査、処置料、退院時処方など</td></tr> </table>	リハビリテーション料	手術・麻酔料	その他一部の検査、処置料、退院時処方など	<table border="1"> <tr><td>リハビリテーション料</td></tr> <tr><td>手術・麻酔料</td></tr> <tr><td>その他一部の検査、処置料、退院時処方など</td></tr> </table>	リハビリテーション料	手術・麻酔料	その他一部の検査、処置料、退院時処方など				
リハビリテーション料											
手術・麻酔料											
その他一部の検査、処置料、退院時処方など											
リハビリテーション料											
手術・麻酔料											
その他一部の検査、処置料、退院時処方など											
	<p>①×病院係数＋②＝入院診療費</p> <p>※リハビリテーション、手術、一部の検査、処置料などは、1日あたりの定額（包括評価）とは別に「出来高方式」により算定されます。また、包括評価の点数は、入院日数に応じて異なります。なお、病院ごとに一定の係数（病院係数）が定められており、同一の診断・治療であっても、病院によって医療費の総額が異なります。</p>										

なお、対象となるのは6月1日以降、新たに急性期一般病棟（2階、3階西、4階西病棟）へ入院された患者さんからとなります。厚生労働省で指定された一部の病気につきましては、現在と同様に「出来高評価方式」となります。

また、外来診療費、急性期一般病棟以外の入院診療費はこの対象ではありません。

DPC（診断群分類別包括評価）制度に関する質問（Q&A）

Q）DPC制度を導入する目的は何ですか。

A）DPCは国の政策として急性期医療を担う一定の施設基準を満たした病院に導入されています。その目的は、医療の質の向上と医療の標準化（科学的根拠に基づいた現時点で最も効果的な医療、どこの病院でも同じ病気であったら同じ治療を受けることができること）にあります。

Q）DPC対象病院になると診療の内容が変わるのでしょうか。

A）当院での医療および診療方針は今までと変わりなく、入院中の治療として必要と判断される診療行為は従来どおり行います。ただし、必ずしも入院中に行わなくてもよいと判断した診療行為については、入院前もしくは退院後に外来受診していただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

Q）早く退院させられる事はありますか。

A）入院・退院の判断は医師が医学上の判断に基づいて行います。医療の必要があるにもかかわらず早く退院をお願いすることはありません。急性期治療（一般病棟）の期間が過ぎた場合は、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟や医療療養病棟へ移動していただく場合もありますのでご了承ください。

Q）出来高評価方式と比べて、入院診療費は高くなるのでしょうか。

A）DPCでは入院している間の病名や診療内容によって、1日当たりの診療費が決まるため、出来高払いと比べて、高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。また、病院の機能によって厚生労働省が定めた係数もあるため、同一の傷病で治療を行った場合でも、病院によって入院医療費が若干異なることがあります。

Q）一部負担金の取り扱いはどうなるのでしょうか。

A）医療費の一部負担金の支払い方法に関しては、これまでと変わりません。患者さんが加入されている健康保険の負担割合に応じて支払うこととなります。高額医療費制度や公費の取り扱いに関しても、これまでと変わりません。

Q）食事代もこの料金に含まれるのでしょうか。

A）食事代は、従来どおり別に負担していただくこととなります（1食あたりの料金単価×食数×日数）。

Q）医療費の支払い方法はどう変わりますか。

A）医療費の支払い方法は、従来どおり月単位での支払いとなります。退院の患者さんは、退院の日に支払いをお願いします。